



発行所 古河市鴻巣1189-4 古河商工会議所内
公益社団法人古河法人会 電話 0280(48)6123
ホームページアドレス <http://www.koganet.ne.jp/~shakoga/index.htm>



=資料提供= 五霞町教育委員会

=天然記念物級の「コブシの木」=

〈五霞地区会〉

江戸川が利根川と分岐するやや下流の中州につくられた「五霞町中之島公園」内に、高さ・太さ・枝幅とも巨木に属する壮大な樹形のコブシの木がある。

開花期には樹木全体を純白の花が覆い、その姿は見事である。

なお、中之島公園は、「いばらき子どもイキイキ自然体験フィールド百選」になっている。

年頭のごあいさつ



公益社団法人古河法人会
会長 弓削 重次

会員の皆様方には、平成二十八年の新年をご健勝にて迎えられたことと、お慶び申し上げます。

昨年は、穏やかな経済回復基調にあるものの、地方や中小企業への波及には至っておらず、地域や業種間でのばらつきが大きくなっております。

また、天候不順・中国経済の減速・円安・原発問題等課題が山積しており今後の動向によって会員の皆様のご商売にも大きく影響してくるものと思えます。

このような事業環境のもと、会員の皆様方には、是非、気持ちを奮いたたせ創意・工夫を実践して頑張っていたいただくことを願っております。

法人会は「税のオピニオンリーダー」としての役割を持って、納税意識の高揚、税知識の普及を図るとともに、地域企業と地域社会の健全な

発展に寄与する社会貢献活動を積極的に展開しています。

当古河法人会におきましても、税務協力団体の一員として、古河税務署と協調して「地域社会に貢献する団体」を旨し積極的に活動してまいります。

新年度は、会員増強を最優先に、各講演会・研修会の開催、税に関する社会貢献活動の実施、税制改正提言活動、各委員会の積極的な活動、青年部による古河市主催の「道の日」清掃参加・各種地元地域イベントへの協賛に加え女性、青年部による小学生向け租税教室で講師又は補助講師を務めるなど次世代を担う子供世代に正しい税の基本知識の普及に積極的に取り組んでおります。

又女性部では二十七年度も「税に関する絵ハガキコンクール」を実施、393名の応募があり今後も積極的に取り組む方針です。

また、税務当局で進めております「電子申告納税制度」(e-Tax)の推進については、関連団体としてなお一層の普及にご協力をお願い致します。

会員以外の方にはホームページによる情報開示や一般公開研修セミナー開催するなど親しみのある身近な法人会を目指してまいります。

今後とも会員各位が、研鑽・交流を深めていただき、当会のみならずの発展を願っております。

最後に申し上げますが、平成二十七年中の法人会活動が滞り無く実施できたことに御礼を申しあげるとともに、会員各位のご繁栄と、平成二十八年が希望に満ちた年であることを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

最後になりますが、平成二十七年中の法人会活動が滞り無く実施できたことに御礼を申しあげるとともに、会員各位のご繁栄と、平成二十八年が希望に満ちた年であることを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

最後に申し上げますが、平成二十七年中の法人会活動が滞り無く実施できたことに御礼を申しあげるとともに、会員各位のご繁栄と、平成二十八年が希望に満ちた年であることを祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



須釜副会長
(五霞地区会長)



塚田副会長
(三和地区会長)



矢澤副会長
(総和地区会長)



塚原副会長
(境地区会長)



野村副会長
(坂東地区会長)

顧問
岩崎 清 (古河)

理事
蓮見 公男 (古河)

川島 栄 (古河)

野村 利夫 (古河)

野澤 豊輔 (古河)

大和田 五郎 (古河)

奥村 秋夫 (坂東)

保土田 和秀 (坂東)

荒木 弘文 (坂東)

張替 安弥 (坂東)

金子 勇 (坂東)

間瀬 賢次郎 (境)

稲垣 英世 (境)

内海 正富 (総和)

小倉 邦義 (総和)

渡辺 勉 (総和)

初見 周一 (三和)

二宮 司 (三和)

長島 茂雄 (五霞)

知久 晃 (五霞)

監事
小林 敏明 (古河)

中村 幸生 (坂東)

齊藤 哲生 (境)

青年部会長
田口 孝治 (古河)

女性部会長
齋藤 桂子 (古河)

年頭のごあいさつ



古河税務署長

金澤 節男

平成二十八年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は関東・東北豪雨災害がありました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興と本年が穏やかな一年となりますようお願いしております。

公益社団法人古河法人会の皆様方には、平素より税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日ごろから正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、各種研修会や社会

貢献活動等に積極的に取り組まれており、会員企業や地域社会の健全な発展のために大きく貢献されております。これもひとえに、弓削会長をはじめとする役員及び会員の皆様方の熱意の賜物と、あらためて深く敬意を表する次第でございます。

今後も、昨年度から始めて頂いております小学生に対する租税教室の講師や、女性部の税に関する絵はがきコンクールの実施などの取り組みをさらに拡大して頂き、地域社会に密着した魅力ある会運営をされま

とともに、会員増強運動が実を結び、より活力のある

組織を築かれますことをご期待申し上げます。さて、税務を取り巻く環境は、経済活動のICT化・グローバル化の進展に加え、消費税法や相続税法の改正、また今月からは社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用が開始されるなど刻々と変化しております。

このような環境の変化に的確に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに与えられた使命を着実に果たしていくため、納税者の利便性の向上を図るとともに、適正・公平な税務行政を推進して

ゆく所存でございます。

新年を迎えまもなく所得税・消費税の確定申告の時期を迎えますが、税務署では、e-Taxを始めとするICTを利用した申告の更なる推進に取り組んでおります。例年、確定申告期間中（本年は2月16日～3月15日）は、確定申告会場が大変混雑し長時間お待ちいただくことがありますので、今月末の法定調書の提出と併せまして、より多くの皆様にご自宅での確定申告書等の作成・郵送等での提出を重ねてお願い申し上げます。

結びに、本年が公益社団法人古河法人会にとりまして益々発展される良き年になりますよう、また、会員及びご家族の皆様方のご健勝及び会員企業のご繁栄を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



古河税務署管内合同納税表彰式

平成27年度の合同納税表彰式が11月11日（木）に古河市生涯学習センター
総和（とねミドリ館）で挙行されました。



平成27年度合同納税表彰式で受賞された方々



- 古河税務署長表彰
- 川島 栄 (古河)
- 野澤 豊輔 (古河)
- (公社) 古河法人会長表彰
- 五十嵐 順 (古河)
- 長友 三徳 (坂東)
- 染谷 美枝子 (境)
- 鈴木 久子 (総和)
- 下村 宏幸 (三和)
- 渡沼 邦光 (五霞)

合同納税表彰式の席上表彰された当会関係の受賞者は左記の八名の方々です。
(敬称略)

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会オリジナルキャラクター「けんた」

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

税務署からのお知らせ

【給与所得者の確定申告】

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成28年2月16日(火)から同年3月15日(火)まで**です。還付申告については、平成28年2月15日(月)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません)。

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

計算式

各種所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。

「課税される所得金額」に所得税の税率を乗じて、「所得税額」を求めます。

「所得税額」から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減税法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成28年3月15日(火)です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税及び復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利ですので是非ご利用ください。

(注)1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納付のお知らせはありません。

2 納付が法定納期限(平成28年3月15日(火))に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

確定申告をすれば税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など

※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く。）も申告が必要です。

※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

※ 国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください。

申告書は、国税庁ホームページで作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

「給与・公的年金」以外の所得がない方は必見

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。
初めての方でも操作がしやすい画面となっていますので、是非ご利用ください。

相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されました!

平成 27 年 1 月 1 日以降に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については、基礎控除額が引き下げられ、課税対象となる方の範囲が拡大されました。

基礎控除額：3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

相続税の申告要否を判定するには、国税庁ホームページの「相続税の申告要否判定コーナー」をご利用ください!!

国税庁

検索

click!

「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告要否のおおよその判定を行うものです。

法人会員の皆様明けましておめでとうございます。

関東信越税理士会古河支部会員名簿

(地区別・五十音順)

平成27年12月1日現在

税理士名	事務所所在地	電話番号	税理士名	事務所所在地	電話番号
【古河地区】			山中 雅明	古河市茶屋新田222-8	0280-47-0047
赤岩 茂	古河市上辺見2120-2	0280-32-9511	山本 隆行	古河市上辺見2120-2	0280-32-9511
阿久津 邦男	古河市女沼334-3	0280-92-6558	渡部 雅仁	古河市南町4-34	0280-32-2980
浅井 英樹	古河市高野365-9	0280-92-7446	【坂東地区】		
池谷 達郎	古河市上辺見2120-2	0280-32-9511	天笠 さゆり	坂東市生子3226-1	0280-82-1061
猪瀬 勝	古河市緑町47-37	0280-32-9869	飯田 義明	坂東市岩井3230-1 坂東市商工会館3F	0297-47-5105
牛田 孝文	古河市山田683-1	0280-76-1792	石黒 利之	坂東市岩井4709	0297-36-1155
内田 博史	古河市下大野2965-126	0280-98-3588	石田 高志	坂東市辺田1144-61 新興オフィスビル2F	0297-36-0050
宇都木 清	古河市高野670	0280-92-6990	岩淵 幸男	坂東市岩井4974-1	0297-35-7232
遠藤 圭子	古河市東本町4-4-17	0280-32-7647	内田 茂行	坂東市辺田1141-29	0297-35-9200
小川 榮一	古河市下大野1683	0280-92-2411	奥村 公則	坂東市岩井3292-17	0297-44-7650
押田 哲男	古河市本町4-2-23	0280-32-0652	柿沼 利明	坂東市辺田1141-29 内田茂行事務所内	0297-36-2553
小野 隆雄	古河市新久田210-2	0280-48-4726	角口 貴秋	坂東市岩井4945-4	0297-44-8403
粕谷 美幸	古河市新久田214-3	0280-48-2282	金子 重夫	坂東市杓掛5225-3	0297-44-0327
金澤 祐一	古河市諸川2582-1	0280-23-1356	倉持 秀行	坂東市辺田1509-1	0297-35-0583
川邊 文子	古河市常盤町6-12	0280-32-8009	小島 恵美子	坂東市杓掛3909-3	0297-44-2024
熊木 暉二	古河市大手町12-30 熊木利彰事務所内	0280-22-2300	逆井 光雄	坂東市小山278-3	0297-38-2183
熊木 利彰	古河市大手町12-30	0280-22-2300	中澤 太一	坂東市矢作94-7	0297-38-2001
倉本 仁司	古河市仁連2063-12	0280-76-5500	野口 政子	坂東市長須1213	0297-20-8830
栗原 学	古河市東本町1-4-22 セラヴィ21 3階C	0280-23-6383	柳田 宜身	坂東市長谷2282-3	0297-44-8585
桑原 正信	古河市上辺見2710	0280-32-9715	渡邊 剛徳	坂東市岩井4983-23	090-4701-8839
小島 志津子	古河市東1-5-21 坪野孝事務所内	0280-31-1540	和田 政美	坂東市逆井2588	0280-88-1141
小島 哲男	古河市上辺見2648	0280-32-9346	【境・五霞地区】		
小藤田 茂	古河市東3-18-7	0280-31-1355	斉藤 満	境町旭町507	0280-87-2677
高橋 和男	古河市久能1793	0280-91-1177	菅谷 博	境町957-22	0280-87-1542
高橋 幸司	古河市長谷町20-18	0280-22-1711	鈴木 眞吾	境町1512-7	0280-81-3161
田中 広	古河市緑町46-22	0280-32-6704	鈴木 昌勝	境町293-13	0280-86-6814
塚田 久美子	古河市大和田1355	0280-76-6434	関 泰昭	境町伏木1159	0280-86-5459
坪野 孝	古河市東1-5-21	0280-31-1540	武井 千鶴子	境町山神町881-1	0280-87-1794
百目鬼助三郎	古河市東本町4-7-57	0280-31-1450	田村 辰男	境町伏木675	0280-86-5048
永塚 隆	古河市旭町1-15-8	0280-23-1811	二宮 紀子	境町2177-55	0280-87-7835
中村 恵美子	古河市本町2-5-25-701 SSKグリーンパーク古河	0280-32-0402	野口 章成	境町山神町1030	0280-87-1535
中村 秀実	古河市本町4-15-16 ポレスター古河リーモ603号	0280-31-5171	萩原 まつ子	境町旭町207-15	0280-87-1205
榎原 功	古河市長谷町33-7	0280-22-6288	古谷 久子	境町2181-34	0280-87-1090
榎原 英治	古河市長谷町33-7	0280-22-6288	古谷 博子	境町61-20	0280-87-1048
藤井 正信	古河市東3-15-28	0280-33-0615	山本 正美	五霞町元栗橋1360	0280-84-0260
堀越 慶子	古河市女沼389-8	0280-92-8376	【税理士法人】		
松田 充治	古河市関戸1718-3	0280-23-6534	報徳事務所	古河市上辺見2120-2	0280-32-9511
三田 一枝	古河市上辺見2710 桑原正信事務所内	0280-32-9715	大 和	坂東市岩井3230-1 坂東市商工会館3F	0297-47-5105
			優和茨城本部 榎原事務所	古河市長谷町33-7	0280-22-6288

委員会活動

○税制委員会

☆「平成二八年度税制改正

提言活動」を実施

「平成二八年度税制改正に関する提言」を、地元選出代議士、及び地元市長・町長各位に、公務ご多忙の中、時間を割いて頂き面会の上、提言活動を行いました。尚、提言活動は全国で八十五万社を超える法人会員組織として、毎年実施しているものです。

□永岡桂子代議士へ提出

(十一月十一日、永岡代議士、弓削会長)



(永岡事務所にて)

□中村喜四郎代議士へ提出

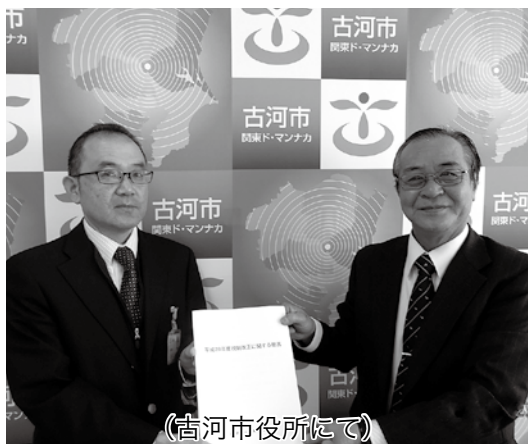
(十一月十四日、中村代議士、塚原副会長)



(中村事務所にて)

□古河市長へ提出

(十一月二十七日、山口副市長、矢澤副会長)



(古河市役所にて)

□坂東市長へ提出

(十一月十三日、吉原市長、野村副会長)



(坂東市役所にて)

□境町長へ提出

(十一月十七日、信田副町長、塚原副会長)



(境町役場にて)

□五霞町長へ提出

(十一月二十四日、染谷町長、須釜副会長)



(五霞町役場にて)

☆税制改正提言活動は平成二十年
度より周知徹底図る見地から、全
国市町村に対し積極的な活動を展
開しています。



○組織委員会
十二月二日(水)に第二回委員会開催。二十七年年度会員増強運動について協議。



(組織委員会)

○広報委員会
十一月二十六日(木)第二回委員会開催。「法人たより五十九号」発行内容について協議。



(広報委員会)

諸会議の開催

○第一回正副会長会議

八月二十一日(金)に開催。今年度の新正副会長での初会議。今後の理事会開催・古河税務署との活動予定について報告。



(第一回正副会長会議)

○第三回理事会

十月二日(金)に開催。二十七年活動経過報告と厚生事業の報告。



(第三回理事会)

部会活動

青年部会

☆第二十九回『全国青年の集い茨城大会へ参加』

十一月十九日(木)～二十日(金)、水戸市で開催。当会からは二日で延べ七十名の参加。当会は誘導・案内役として小雨の降る中、スムーズな大会運営を支援しました。



女性部会

☆視察研修

十月八日(木)に横浜方面視察・研修に二十名が参加。横浜中華街での昼食、横浜ランドマークタワー、帆船日本丸、横浜みなと博物館の視察・研修を行う。

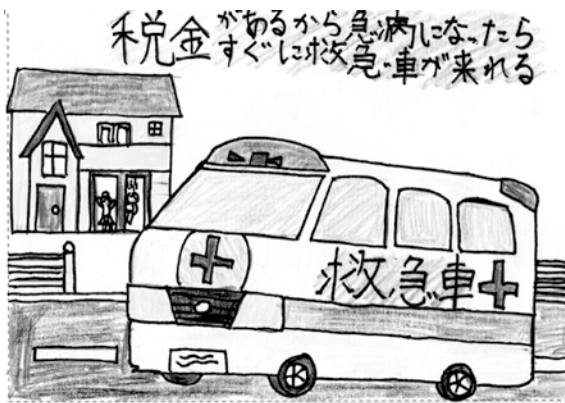
(参加者集合)



☆税に関する絵はがきコンクール

女性部主催「税に関する絵はがきコンクール」は今回二年目で募集を旧古河市内七つの小学校に拡大し三九三名の児童から応募があり、厳選な審査の結果、最優秀賞(女性部部長賞)一名、優秀賞十三名を決定し表彰を行った。

(最優秀作品)



(女性部会長と最優秀賞受賞児童)





消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税の期限内納付を忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)



法人会

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

地区会たより

古河地区会



マイナンバー制度講習会
H27年9月7日(月)



女性部会視察研修会
H27年11月18日(水)

坂東地区会



マイナンバー制度講習会
H27年11月10日(火)



女性部会視察研修会
H27年10月20日(火)



親睦事業ゴルフ大会
H27年10月29日(木)

総和地区会



総和、古河地区会共催税務研修会
H27年11月13日 (金)



全国青年の集い 茨城大会
H27年11月20日 (金)



古河ふれあい広場2015
H27年 9月26日 (土)



女性部会視察研修会
H27年11月20日 (金)

三和地区会



全国青年のつどい 茨城大会
H27年11月20日 (金)



青年部会 視察研修会
H27年 9月10日 (木) ~ 9月12日 (土)



青年部会 視察研修会
H27年 9月10日 (木) ~ 9月12日 (土)

五霞地区会



五霞部会・五霞ふれあい祭
H27年11月8日(日)



五霞合同視察研修会
H27年7月26日(日)～27日(月)

境地区会



マイナンバー制度講習会
H27年10月6日(火)



経営は、真剣勝負。
法人会で、税の知識とネットワークを。

流れが自分に来たとき
アドバンテージを取られたとき
リスクを背負って攻めるとき
ひたすら守りに徹するとき
そして いざ 勝負に出るとき

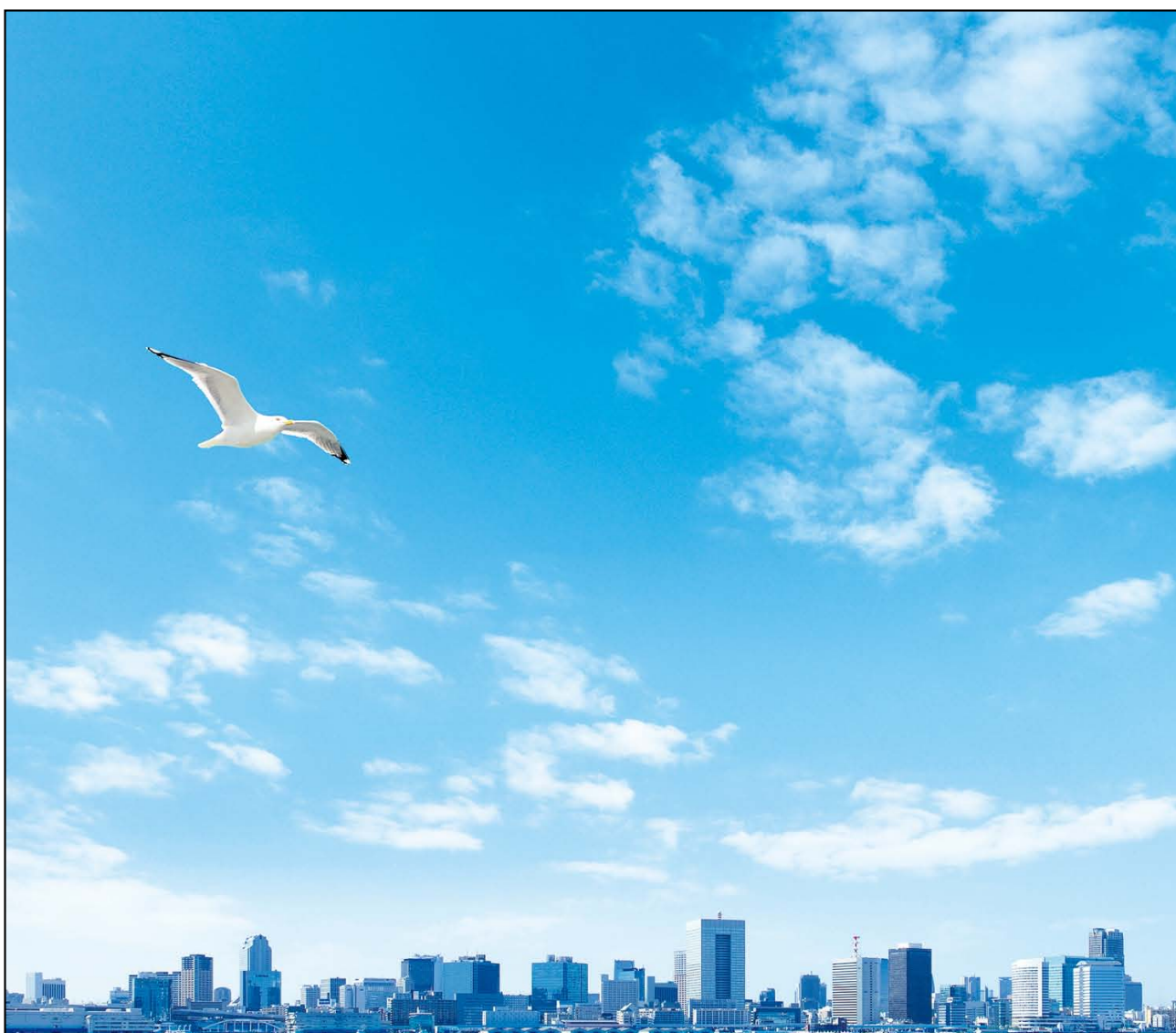
経営は 一秒たりとも
油断できない真剣勝負
そのとき法人会という仲間が
あなたを支える力になる

法人会 税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。

法人会に入りませんか?
法人会は、さまざまな活動で
会員企業を応援します!

法人会とは?
60年を超える歴史をもつ、約82万社*が加入する経営者の団体です。
税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。
「税の知識が身につく」「人脈が広がる」などのメリットがあります。
*参考数値は2024年現在

くわしくはWEBをご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



水戸支社 下館営業所/茨城県筑西市内205-2
(レジデンスミマス3F) TEL 0296-25-5939



つくば支店/茨城県つくば市吾妻3-15-15
(オカバつくばビル4F) TEL 029-855-2321